

平成30年6月15日開会

平成30年6月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第4号	平成29年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第5号	平成29年度寝屋川市下水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報告第6号	平成29年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報告第7号	平成29年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議案第37号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第38号	寝屋川市税条例等の一部改正	3
議案第39号	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	23
議案第40号	寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	26
議案第41号	寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	28
議案第42号	平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第43号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	30

番 号	案 件	頁
議案第 44 号	副市長の選任	32
議案第 45 号	教育委員会委員の任命（真 野 正 道）	35
議案第 46 号	教育委員会委員の任命（坂 本 則 夫）	38
議案第 47 号	教育委員会委員の任命（秋 元 美智代）	41



寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会に関する規定の失効)

- 2 別表教育委員会 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の項の規定は、小学校就学前教育支援のためのプログラムの策定の日限り、その効力を失う。

別表教育委員会の項に次のように加える。

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会	小学校就学前教育支援のためのプログラムの策定についての審議に関する事務
------------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例(平成16年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第46条第3項」を「第46条第5項」に改める。

第14条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第46条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第15条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第18条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第21条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第24条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第45条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第45条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条

第2項」に改め、同条第3項中「第45条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第46条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第49条第2項」を「第49条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第46条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供

することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第49条第2項及び第5項中「第46条第5項」を「第46条第7項」に改める。

第103条を第103条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第103条 製造たばこの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第104条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第104条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造し

た者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。

第105条第1項中「第103条第1項」を「第103条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第109条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第105条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第103条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第103条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算し

た紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第105条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第106条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第107条第3項中「第103条」を「第103条の2」に改める。

第109条第1項中「第103条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条第1項中「第46条第3項」を「第46条第5項」に改める。

附則第6条第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第14条第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第14条第19項を同条第27項とし、同条第18項を同条第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第14条第17項を同条第24項とし、同条第16項を同条第23項とし、同条第15項を同条第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第

13 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 11 項を同条第 13 項とし、同項の次に次の 5 項を加える。

14 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

15 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

17 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

18 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第 14 条第 10 項を同条第 12 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

9 法附則第 15 条第 29 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

10 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第 15 条の見出し中「固定資産税」を「固定資産税又は都市計画税」に改め、同条に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して

市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 17 条の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 21 条第 3 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

附則第 32 条第 2 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

附則第 41 条第 3 項中「第 37 条の 7」を「第 37 条の 6」に、「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第 2 条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第 105 条第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第 14 条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 46 項」に改める。

附則第 32 条第 2 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

第3条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第105条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第106条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第105条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第106条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第104条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第105条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「寝屋川市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第103条第1項」を「寝屋川市税条例第103条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」

を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第103条を第103条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第104条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第105条から第107条まで及び第109条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第15条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条第1項の改正規定並びに同条例附則第41条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中寝屋川市税条例第105条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中寝屋川市税条例第14条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中寝屋川市税条例第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条及び第24条の改正規定並びに同条例附則第6条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中寝屋川市税条例附則第14条第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） 生産性向上特

別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日

- (1) 第 1 条中附則第 32 条第 2 項の改正規定（「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 46 条第 10 項から第 12 項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。次条において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された旧法附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び

第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年寝屋川市条例第23号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第103条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年

新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 11 条	第 109 条第 1 項若しくは第 2 項、	寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年寝屋川市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 6 条第 3 項、
第 11 条第 2 号	第 109 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 11 条第 3 号	第 93 条の 6 第 1 項の申告書、第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 122 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項の納期限
第 109 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 109 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 111 条の 2 第 1 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 112 条第 2 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 110 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等

は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 11 条第 3 号の項中「第 93 条の 6 第 1 項の申告書、第 109 条第 1 項」とあるのは、「第 109 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号。

附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下この項及び次項において「32 年新条例」という。）第 11 条、第 109 条第 4 項及び第 5 項、第 111 条の 2 並びに第 112 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 11 条	第 109 条第 1 項若しくは第 2 項、	寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年寝屋川市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 9 条第 3 項、
第 11 条第 2 号	第 109 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
第 11 条第 3 号	第 93 条の 6 第 1 項の申告書、第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 122 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項の納期限
第 109 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号)別記第 2 号様式
第 109 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項

第 111 条の 2 第 1 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
	当該各項	同項
第 112 条第 2 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項

5 32 年新条例第 110 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 10 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 11 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持さ

れるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第109条第1項若しくは第2項、	寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年寝屋川市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第11条第2号	第109条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第11条第3号	第93条の6第1項の申告書、第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限

第 109 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 109 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項
第 111 条の 2 第 1 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
	当該各項	同項
第 112 条第 2 項	第 109 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項

- 5 33 年新条例第 110 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう。）」を「いう。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者 第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の

年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を付する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**寝屋川市指定地域密着型サービス事業者
の指定並びに指定地域密着型サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正**

寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 11 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認められたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及び大阪広域水道企業団規約の変 更に関する協議

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議決を求める。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。
- (2) 平成 36 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、能勢町に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

2 大阪広域水道企業団規約の変更

次頁のとおり大阪広域水道企業団規約の一部を変更する。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 田 頭 真 二 (たがしら しんじ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成 11 年 3 月 立命館大学経済学部卒業

職 歴

平成 11 年 4 月 自治省に就職
平成 17 年 4 月 総務省大臣官房会計課決算第二係長
平成 19 年 4 月 総務省自治財政局調整課地域財政係長
平成 21 年 4 月 総務省自治財政局調整課調整係長
平成 22 年 5 月 福岡県新社会推進部国際交流局交流第一課事務主査
(財団法人自治体国際化協会へ派遣(総務部企画調査課
主査、シドニー事務所所長補佐を歴任))
平成 25 年 4 月 総務省消防庁総務課会計第一係長
平成 27 年 4 月 総務省自治行政局公務員部福利課主幹(安全厚生推進室
主幹併任)
平成 28 年 4 月 総務省自治行政局地域政策課主幹(国際室主幹、地域の
元気創造推進室、内閣官房副長官補付併任)
平成 29 年 4 月 寝屋川市理事(中核市移行担当)
現在に至る

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 真 野 正 道 (まの まさみち)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 55 年 3 月 京都教育大学教育学部卒業

職 歴

昭和 55 年 4 月 大阪府立守口北高等学校教諭
大阪府立香里丘高等学校教諭(平成 3 年 4 月)、大阪府立高津高等学校教諭(平成 14 年 4 月)を歴任

平成 15 年 4 月 大阪府教育センター教育企画部主任指導主事

平成 17 年 4 月 大阪府立長吉高等学校教頭

平成 20 年 4 月 大阪府立寝屋川高等学校(定時制課程)教頭

平成 21 年 4 月 大阪府立大塚高等学校長

平成 24 年 4 月 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課長

平成 26 年 4 月 大阪府立高槻北高等学校長

平成 29 年 3 月 同 上 退職

平成 29 年 4 月 関西外国語大学嘱託職員

現在に至る

公 職 歴 等

- 自 平成 22 年 4 月
至 平成 26 年 3 月
大阪高等学校体育連盟副会長
- 自 平成 24 年 4 月
至 平成 26 年 3 月
公益財団法人大阪体育協会専務理事
- 自 平成 24 年 4 月
至 平成 26 年 3 月
大阪府学校給食会理事
- 自 平成 25 年 4 月
至 平成 26 年 3 月
公益財団法人日本体育協会近畿代表理事
- 自 平成 26 年 4 月
至 現 在
公益財団法人日本体育協会参与
- 自 平成 29 年 5 月
至 現 在
寝屋川市教育委員会委員

賞 罰

- 平成 28 年 5 月 大阪府知事表彰(教育功勞)

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

平成 30 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	██
氏 名	坂 本 則 夫 (さかもと のりお)
生年月日	██

理 由

前教育委員会委員岩根浩仁が平成 30 年 3 月 31 日任期満了のため、及び寝屋川市教育委員会の委員の数を定める条例(平成 30 年寝屋川市条例第 12 号)の制定に伴い、委員の一人に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 坂 本 則 夫 (さかもと のりお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 61 年 3 月 大阪府立守口高等職業技術専門校卒業

職 歴

昭和 61 年 4 月 株式会社アイザック 入社
平成 元年 3 月 同 上 退社
平成 元年 4 月 株式会社橋向電工社 入社
平成 5 年 3 月 同 上 退社
平成 5 年 4 月 株式会社サンエス 入社
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 25 年 4 月 寝屋川市立国松緑丘小学校 P T A 会長
至 平成 27 年 3 月
自 平成 27 年 4 月 寝屋川市立校園 P T A 協議会 会長代行
至 平成 28 年 3 月

自 平成 28 年 4 月
至 現 在 寝屋川市立校園 P T A 協議会会長

自 平成 29 年 4 月
至 現 在 寝屋川市立第六中学校 P T A 会長

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 秋 元 美智代 (あきもと みちよ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成 5 年 3 月 奈良佐保女学院短期大学卒業

職 歴

平成 5 年 4 月 富士火災海上保険株式会社 入社
平成 9 年 5 月 同 上 退社
平成 9 年 11 月 コマーシャル・ユニオン・アッシュアランス・カンパニー・ピー・エル・シー 入社
平成 10 年 11 月 同 上 退社
平成 24 年 4 月 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟事務局次長に就任
平成 30 年 3 月 同 上 退任
平成 30 年 4 月 株式会社ZIPスポーツクラブ 入社
現在に至る

公 職 歴 等

な し

賞 罰

な し